

朝鮮における資産負債について

(二六一三一八)
理、外、債

朝鮮は一九一〇年日韓併合以来吾が統治下に置かれ、爾来終戦迄三十五年間内鮮一体の方針の下に施設されて来たのであつて、その間における此の地の経済發展は誠に著しいものがある。

併合前の朝鮮は山河の荒廢著しく、その花山は朝鮮の一つのシンボルでさえあつたのであるが、併合以来吾が国は治山、治水に格別の努力を傾注し、為に米穀收穫量は二倍余に上り朝鮮人の経済力も著しく充實した。一九一四年より一九四五年の間において朝鮮金融組合における預金増加額が約十九億円(二十七倍)の激増を見たのはこの事實を明瞭に示している。

又大規模な電源開發に依る各種工業の發達、斂業資源の開發、鉄道の敷設等日本側の資金、技術、物資の供給に依つて行われた経済文化の向上發展は實に目覚ましいものがある。

従つて、国、企業、個人を通じて在籍日本側財産はその質、量共に

頗る膨大なものであると同時にその負担している債務も亦巨額に達している。

在籍日本側資産負債を總括すれば附表の通りであるが概略すれば次の通りである。

一 資 産

在籍日本側資産は国有、公有財産、企業財産及び個人財産に區別することが出来る。

1. 国有、公有財産

主なるものとしては官用施設、官業財産、国有林等である。これらの中鉄道、港湾、道路、電話等の主要施設は朝鮮事業公債法に基き主として日本内地で募集した資金を以て施設されたものである。

又朝鮮における租税負担率は朝鮮の民度並びにその経済の状況に鑑み内地に比し相当輕減されており、しかも尙、その相当

部分は在住日本人が負担していた。

更に朝鮮總督府特別会計においては歳入不足のため一般会計から補充金を受けていたがその額は併合以来一九四四年迄に累計四億四余に及んでいる。

これらの点より見ても朝鮮に於ける前記各般の施設が日本側の資金、日本側の負担においてなされたものが多いことは明瞭である。

次に朝鮮における地方公共団体所有の各種施設、資産についてもその大部分は地方債を発行して施設されたものであるが此等地方債の応募は朝鮮における郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金等の資金に依るの外朝鮮殖産銀行によつて内地において募集した資金を以て応募されたものである。

2、企業財産

朝鮮は住民の民度も低く蓄積資本にも乏しく、為に資源の開

発、利用に当りては朝鮮銀行、東洋拓殖株式会社、朝鮮殖産銀行等を通じ内地よりの資金の流入をあおぎ或は直接内地企業の朝鮮進出により行うの外なかつた。

東洋拓殖株式会社及朝鮮殖産銀行は朝鮮における事業資金融資の為 [] の社債を内地において募集している。又内地の各種企業は政府の奨励に依り直接朝鮮に工場施設を設け或は傘下会社を設立して朝鮮の産業開発を行つた。

これらにより西北鮮に於ては化学工業、石炭液化工業、製鉄業が南鮮においては農業、製塩業その他軽工業が著しく発展を見たのである。

朝鮮における株式会社資本金は [] に上つてゐるがその中朝鮮人による投資は約六％に過ぎない。この点より見るも企業財産の殆んど全部が日本側資本によることは明瞭である。然して、又かかる産業の開発を背景として朝鮮人の生活程度

は著しく向上し、為にその預貯金等が併合當時に比し著しい増加を見たことは前述の通りである。

3、個人財産

朝鮮統治の方針が内鮮一体の政策であつた当然の帰結として内地人の同地進出は逐年増加し、終戦時在留内地人は約七十万を数えた。之等在留内地人の大部分は朝鮮を殖産の地として生活を営んでいたのであつて長きは半世紀以上に亘り同地に居住している。然も之等在留内地人は終戦に伴ひ殆んど総ての財産を残置して強制退去を命ぜられたのであつて、その残置した財産の額も決して少額に止まらない。

二 負債

対鮮日本側負債は国、地方公共団体の負う公的債務と金融機関、商社及び個人の負う私的債務とに區別することが出来る。

1、公的債務

公的債務としては国債、地方債、郵便貯金、簡易生命保険、恩給、郵便年金その他朝鮮總督府及び地方公共団体の負担する債務がある。

朝鮮總督府特別会計に所屬する国債の現在額は約一六四三百万円（一九四五年三月末現在）であるが之は全露朝鮮事業公債法によつて発行され、朝鮮開拓のための諸事業に投資されたものであつてその大部分は内地に所在している。

従つて朝鮮に所在する国債としては概ね戦時国債然も内地人が退去に際し残置したものが大部分と推定される。

朝鮮の郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金等の資金は原則として朝鮮における公共事業、米増殖事業に低利に投資されていたのであつてその資金額と投資額はほぼ一致している。

右によつて見れば公的債務の大部分は当然資産を承継する朝鮮側において負担せらるべき性質のものであるといふことがで

きる。

2. 金融機関債務

金融機関債務としては朝鮮内所在銀行、金融組合、信託会社等金融機関に対する預金その他の債務が大部分である。

之等債務については朝鮮所在金融機関の国籍の帰趨、見合財産としての所在日本側資産、債権の処理と関連して処理せらるべき問題である。

3. 商社及び個人債務

商社及び個人債務としては各種各様の債務が存在するのであるが詳細は不明である。

ただし、在留邦人に対しては強制退去の措置がとられ在留邦人は債務と見合関係にあるすべての財産を没収して引揚ているのであるから債務のみが一方的に追求されることは妥当でない。